

# 令和 **5** 年度税制改正に関する提言 概要

2022年9月13日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

## I はじめに

2

## II 成長のエンジンの駆動に向けた税制

1. 法人税制
2. 土地・都市・住宅税制 等

3 ~ 4  
5

## III サステイナブルな経済社会の構築に向けた税制

1. 自動車関係諸税
2. GXに向けた税制
3. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制

6  
6  
7

## IV 企業のグローバル活動を下支えする税制

1. デジタル課税「第1の柱」、「第2の柱」の円滑な実施に向けて
2. 「第2の柱」の導入に伴う外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

8  
9

# I. はじめに

- ポストコロナ時代に向けて、**人、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX及びDXへの投資**等を後押しする税制改正を通じて、企業の価値創造力・競争力を維持・強化。「**成長と分配の好循環**」を達成し、「**サステイナブルな資本主義**」の構築を目指す。
- 国際課税制度について、デジタル課税の制度設計に企業の事務負担軽減等の観点も踏まえ、引き続き関与。外国子会社合算税制（CFC税制）の簡素化を目指す。
- 国際課税制度における大変革に伴う、企業の税及び事務負担の増加を勘案しつつ、国内における「成長と分配の好循環」の構築を促す、あるべき税制の姿について、骨太の議論を踏まえることが必要不可欠

## <国内税制>



成長のエンジンの駆動を通じた  
イノベーション創出力の強化

### 【重点要望事項】

- ✓ 研究開発税制
- ✓ スタートアップ振興税制
- ✓ 設備投資減税
- ✓ 税務手続きのデジタル化
- ✓ 土地・住宅・都市税制
- ✓ 自動車関係諸税
- ✓ 資産所得倍増に向けた税制措置 等

## <国際課税制度>



グローバル活動を阻害しない  
国際課税制度の構築

### 【重点要望事項】

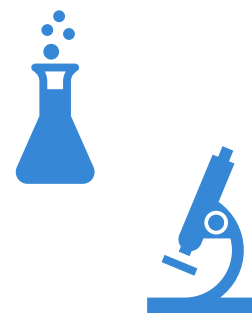
- ✓ デジタル課税「第1の柱」、  
「第2の柱」の円滑な実施
- ✓ 外国子会社合算税制の見直し 等

### 1. 法人税制①

- 企業・経済界は、本年度以降も賃金引上げのモメンタムを維持し、  
**「成長と分配の好循環」の実現に寄与**する所存。併せて、国内経済への波及効果も意識しつつ、**「未来への投資」を積極的に推進**。

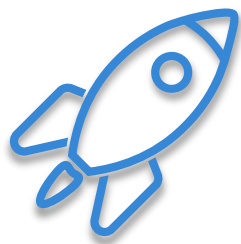
#### (1) 研究開発税制の拡充・維持

- ✓ 控除率・控除上限の上乗せ措置の延長（特に、一般型の控除上限の上乗せ措置）
- ✓ OI（オープンイノベーション）型の相手方としての「スタートアップ」の要件の見直し、手続き面の更なる簡素化
- ✓ ビジネスモデルの変革に即した試験研究費の範囲等の見直し（サービス開発、人文・社会科学、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費等）等



#### (2) スタートアップ振興税制等

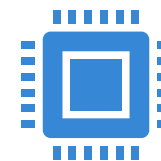
- ✓ ストックオプション税制の拡充（権利行使期間の延長等）
- ✓ オープンイノベーション促進税制（M&A時の発行済株式の取得の追加等）
- ✓ 研究開発税制（再掲）
- ✓ スピンオフ税制の拡充（持分を一部残す場合の類型への拡充等）
- ✓ web3時代に対応した所要の税制措置の検討（自社で発行し保有する暗号資産に係る期末時価評価課税の見直し等）等



### 1. 法人税制②

#### (3) 投資拡大に向けた税制措置

- ✓ DX投資促進税制の延長及び適用要件・対象の見直し  
(DX人材育成への投資を対象とすること等)
- ✓ GX推進に向けた投資減税
- ✓ 償却資産に係る固定資産税は本来的に廃止すべき
- ✓ 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長・拡充
- ✓ 都市再生促進税制の延長 等



#### (4) 税務手続きのデジタル化

- ✓ 国税に関するデジタル化として、次に取り組むべき
  - ・ e-Tax機能の拡充
  - ・ 税務調査のデジタル化等
  - ・ 電子帳簿保存法関係について所要の対応  
(優良電子帳簿・スキャナ保存・電子取引の電子保存) 等
  - ・ 所得税手続き関係の電子化
- ✓ 地方税に関するデジタル化として次に取り組むべき
  - ・ 地方税関係通知のオンライン化 (特に固定資産税)
  - ・ 申告・申請手続きのデジタル化 等



### 2. 土地・都市・住宅税制 等

#### (1) 土地関連税制

- ✓ 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例の延長・拡充（再掲）
- ✓ 土地に係る固定資産税等について、必要に応じて機動的な対応を講じるべき。当該税負担の適正化に向けて、中長期的な観点から所要の対応を行うべき 等



#### (2) 都市・住宅税制

- ✓ 都市再生促進税制の延長（再掲）
- ✓ 住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長 等



#### <その他主要要望事項>

##### 期限切れ租税特別措置の延長等

- ✓ 海運関連税制（トン数標準税制、外航船舶の特別償却制度及び買換特例制度）
- ✓ 自然災害に対し強靱な経済社会を構築するための税制措置
- ✓ 安定的な航空輸送の維持・確保に資する税制措置 等

#### 地方税

- ✓ 法人事業税における外形標準課税の簡素化
- ✓ 電気供給業・ガス供給業における法人事業税の課税標準の見直し 等

## 1. 自動車関係諸税 / 2. GXに向けた税制

### 1. 自動車関係諸税

- ✓ 中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進めるべき。その際、複雑な自動車関係諸税を簡素化するとともに、ユーザーの過重な負担を軽減し、CO2排出削減に資する制度を目指すことが求められる
- ✓ そのための第一歩として、令和5年度税制改正では次を実現することが必要不可欠
  - ・自動車重量税のエコカー減税の拡充・延長
  - ・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の拡充・延長
  - ・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止 等



### 2. GXに向けた税制

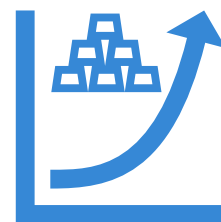
- ✓ 「2050年カーボンニュートラル（CN）」の実現に向けて、まずは各種研究開発投資や、設備投資を重点的に支援し加速する税制措置を講じるべき
- ✓ 炭素税の新規導入や、既存の地球温暖化対策税の税率引き上げは、少なくとも現時点では合理的とは言えず
- ✓ 「GX経済移行債（仮称）」については、用途、受益者、負担者、経済的影響等を勘案しつつ、償還期間のあり方を含めて、総合的に検討を行うべき
- ✓ 原料用途免税の本則非課税化等、引き続き検討を行うべき 等



### 3. 「成長と分配の好循環」の実現に向けた税制

#### (1) 「資産所得倍増」に向けた税制措置

- ✓ 分厚い中間層の形成に向けて、既存のNISAとつみたてNISAの抜本的拡充を図ることが重要。所要の改組を行いつつ、次の見直しを行うべき
  - ・ 制度期限の恒久化
  - ・ 非課税保有期間の無期限化
  - ・ 非課税投資枠の拡大
  - ・ 対象商品の拡充 等



#### (2) 年金税制

- ✓ 退職年金等の積立金に係る特別法人税は速やかに廃止すべき。少なくとも課税凍結措置を延長すべき 等



#### (3) 労働移動の円滑化と生産性向上に向けた税制措置

- ✓ 退職所得控除について、見直しを進めるべき 等

#### (4) その他金融・証券・保険税制

- ✓ 金融所得課税の更なる一元化
- ✓ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等
- ✓ 上場株式等の相続税評価の見直し
- ✓ 生命保険料控除制度の拡充 等





# 1. デジタル課税「第1の柱」、「第2の柱」の円滑な実施に向けて

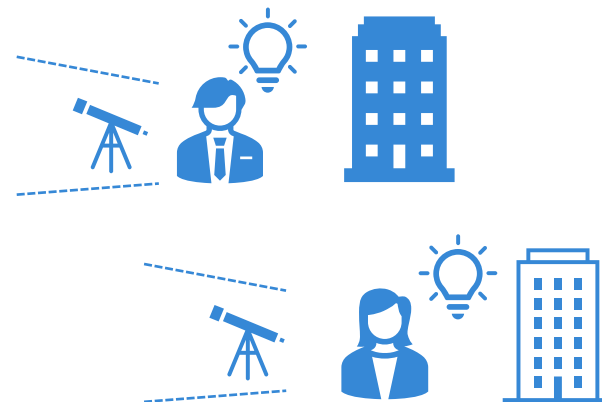
- 「第1の柱」（利益配分ルール）、「第2の柱」（ミニマム課税）ともに、制度設計に際しては、**実務の煩雑さを最大限低減し、実務の予見可能性を十分に確保することが必要不可欠。**

### (1) 「第1の柱」関係

- ✓ 経団連意見（<https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/076.html>）を踏まえ、対象企業グループの実務負担を軽減すべき

### (2) 「第2の柱」関係

- ✓ 企業実務負担の簡素化の観点から、セーフハーバーの導入を確実に行った上で、国内法制化を行うべき
- ✓ 対象企業グループのシステム構築や、実務対応（会計上の対応を含む）に係る準備作業に要する十分な期間を設け、国内法制化されたルールを施行すべき
- ✓ データ等の無形資産の集積を後押しする税制措置について引き続き検討すべき 等



## 2. 「第2の柱」の導入に伴う外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し

- 「第2の柱」の国内法制化にむけて、**CFC税制に係る事務負担の大幅な軽減及び過剰合算の適正化を行うべき**
- **租税負担割合20%基準の堅持を前提**とした上で、エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチとの**ハイブリット型を基調として、見直すべき**

### （1）判定対象の大幅な絞り込みを通じた制度の簡素化

- ✓ 租税負担割合20%基準への一本化を図るべき
- ✓ 適切な指標を用いて、判定対象からの除外を簡素に行う方向性も追求すべき  
（例えば、「第2の柱」の対象企業グループについて、企業グループ全体の中では決して規模が大きいとは言えない、税引前利益額が1億円未満の外国関係会社を適用除外とする等）

### （2）経済活動基準の抜本的な見直し

- ✓ 抜本的な簡素化を基本とすべき（例えば、事業基準からの著作権提供事業の除外等、卸売業に係る非関連者基準の更なる見直し等）

### （3）合算範囲の見直し

- ✓ 配当に係る持株割合要件の引き下げ及び間接出資も含むグループ全体での持株割合の判定も認めるべき
- ✓ 異常所得の部分合算は本来的には廃止すべきであり、少なくとも清算時の債務免除益を除外すべき 等

### （4）事務負担軽減に向けたその他の措置

- ✓ 合算時期について、後ろ倒しを行う方向で見直すべき
- ✓ 「第2の柱」の要素の利活用について検討すべき
- ✓ 各種書類の添付要件を保存要件に改めるべき 等